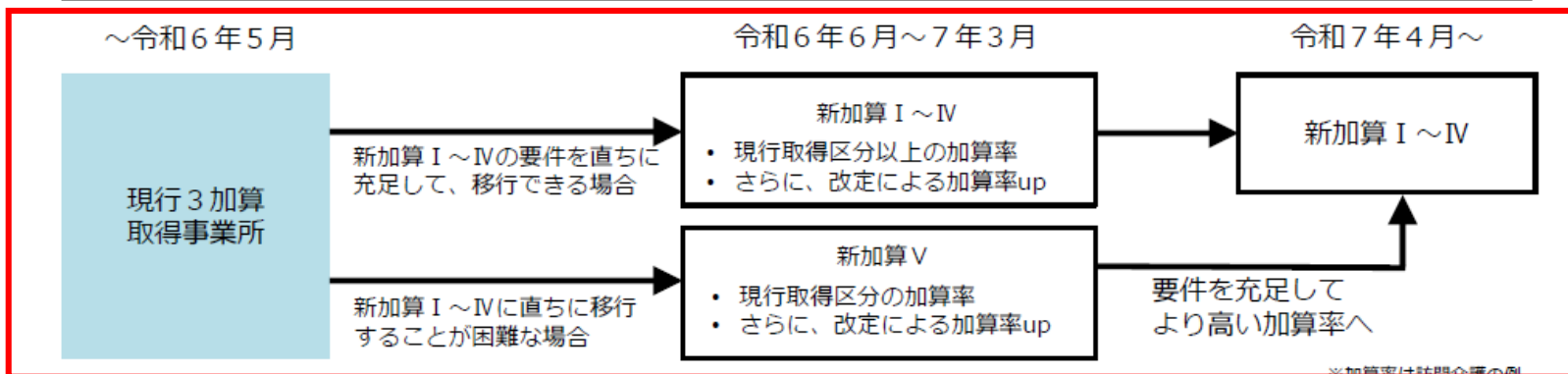


介護職員処遇改善加算等について

(1) 現行3加算の一本化について

現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算 I～IV に直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算 V (1～14) を令和 7 年 3 月までの間に限り設置。
- 新加算 V は、令和 6 年 5 月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（現行 3 加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算 I～IV のいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算 V は、**現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。
- 新加算 V の配分方法は、加算 I～IV と同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件 (対応する現行3加算の区分)	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
		22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%
介護職員処遇改善加算	I	II	I	II	II	II	III	I	III	III	II	III	III	III
介護職員等特定処遇改善加算	I	I	II	II	I	II	I	算定なし	II	I	算定なし	II	算定なし	算定なし
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

(1) 現行3加算の一本化について

旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

(表の見方) 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ①、令和6年度中に算定可能な経過措置区分(新加算Ⅴ)②と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する条件の要件一覧③を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

旧3加算の算定状況			新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する条件の要件一覧												
取得パターン			合計の加算率	算定可能な経過措置区分(新加算Ⅴ)②	加算率	加算区分(加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの)③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件		
処遇改善加算	特定加算	べア加算						I	II	I	II	III	IV	V	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じた見える化
			新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧べア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置								
①	I	有	22.4%	—	—	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	○	○	○	—	◎	◎
		なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	○	○	○	—	◎	◎
		有	20.3%	—	—	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	○	○	—	—	◎	◎
		なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	○	—	—	◎	◎
		有	16.1%	—	—	新加算Ⅲ	18.2%	◎	—	○	○	○	—	—	◎	—	—
		なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	◎	□	○	○	○	—	—	◎	—	—
II	I	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	△	○	○	—	◎	◎
	なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	△	○	○	—	◎	◎	
	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	△	○	—	—	◎	◎	
	なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	△	○	—	—	◎	◎	
	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	○	○	—	—	—	◎	—	—	
	なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	○	○	—	—	—	◎	—	—	
III	I	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	△	△	△	○	○	—	◎	◎
	なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	△	△	△	○	○	—	◎	◎	
	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	△	△	△	○	—	—	◎	◎	
	なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	△	△	△	○	—	—	◎	◎	
	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	△	△	—	—	—	◎	—	—	
	なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	△	△	—	—	—	◎	—	—	

青字(◎・□・△)は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

(2) 提出書類・提出期限等について

●提出書類

(1) 令和6年4月・5月算定分

- ① 令和6年4月以前より算定していた加算をそのまま算定する場合（前年度から加算区分に変更がない場合）
 - ・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）
- ② 令和6年4月から、これまで算定していた加算区分を変更する場合、または新たに処遇改善加算等を算定する場合
 - ・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(2) 提出書類・提出期限等について

●提出書類

(2) 令和6年6月以降分

- ① 令和6年4月・5月に処遇改善加算等を算定している場合
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

- ② 令和6年6月から、新たに処遇改善加算等を算定する場合
 - ・ 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(2) 提出書類・提出期限等について

- 提出期限（処遇改善計画書）

令和6年4月15日（月）（当日消印有効）

- 提出期限（「体制等に関する進達書」及び「体制等状況一覧表」）

(1) 令和6年4月・5月算定分

⇒ 令和6年4月15日（月）（当日消印有効）

(2) 令和6年6月以降分

⇒ 令和6年5月15日（水）（※1）または 令和6年6月1日（日）（※2）（当日消印有効）

（※1）定期巡回、（看護）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

（※2）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

ただし、令和6年4月・5月算定分と同じタイミングでの届出も可能

(2) 提出書類・提出期限等について

●提出期限

- ① 窓口 ② 郵送 ③ メール ※積極的な電子媒体の活用をお願いします

●提出先

各務原市 介護保険課 施設指導係

- ① 各務原市役所 本庁舎2階
② 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
③ kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

●介護保険最新情報Vol.1215「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日）にて様式が正式に通知されました。

●介護保険最新情報Vol.1226「「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付について」（令和6年3月15日）が通知されています。

●近日中にメールにて、詳細な提出書類・提出期限等を通知いたします。